

(国研) 土研監第 2 3 号
令和 6 年 6 月 1 9 日

国立研究開発法人 土木研究所

理事長 藤 田 光 一 殿

国立研究開発法人 土木研究所

監事 金 井 徳 幸

監事 佐 藤 智 香

令和 5 事業年度「監査報告」について

独立行政法人通則法第 1 9 条第 4 項及び第 3 8 条第 2 項の規定に基づき
国立研究開発法人土木研究所の令和 5 事業年度の監査報告を作成したので、
国立研究開発法人土木研究所監事監査要綱第 9 条の規定により別紙のとおり
提出いたします。

なお、併せて、国土交通大臣に対する監査報告は、別紙と同一の内容を
もって、監事から行うことを報告します。

令和5事業年度 監査報告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人 土木研究所（以下「研究所」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

I. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査要綱及び監査計画に基づき、理事長、理事、内部監査部門、総務・企画・研究開発等の各部門、その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、経営会議その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、主たる事務所及び従たる事務所において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。

また、役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、リスク管理委員会等への出席をはじめ、役職員等からその整備及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。

同時に内部統制推進部門及び内部監査部門との連携を図り、取組状況について定期的に報告を受け、監査の実効性や効率性を高めるべく必要に応じて意見を伝えた。年度末には内部統制担当役員に対する総括ヒアリングを実施した。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

以上の方法に基づき、研究所の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行った。

Ⅱ．監査の結果

1．研究所の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見：

研究所の業務は、理事長のリーダーシップのもと、法令等に従い適正に実施され、「自然災害からいのちと暮らしを守る国土づくりへの貢献」、「スマートで持続可能な社会資本の管理への貢献」、「活力ある魅力的な地域・生活への貢献」の3つの研究開発テーマを構成する15の研究開発プログラムを柱に、新中長期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

平常時の研究業務のみならず、令和6年1月の能登半島を震源とする地震に伴う災害発生時には、速やかな研究者の現地派遣、現地調査・被災原因分析の技術支援を行うなど、有事の対応においても自らの社会的使命を果たし貢献した。

また、業務運営等に関する事項については、喫緊の経営課題の一つである研究所の将来を担う人材の確保に関し、本年度も国家公務員試験合格を要件としない新方式での採用を実施するとともに、学位を有する者等の公募による経験者採用を行い、新卒・中途採用双方において母集団の形成をはじめ効果的な採用活動を展開し、要員の確保と育成及び適正配置に努めた。

2．研究所の内部統制システムの整備及び運用についての意見：

内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認める。

研究開発法人として研究不正防止に関する対応、情報セキュリティへの対応及び調達等の合理化等、内部統制システムの整備及び運用に努め、概ね適切な研究所運営がなされている。

また、内部統制システムに関する理事長の職務執行について指摘すべき重大な事項は認められない。

3. 研究所の役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実：

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

4. 財務諸表等についての意見：

会計監査法人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

また、太陽有限責任監査法人の職務の遂行体制は、適正な水準にあることを確認した。

5. 事業報告書についての意見：

事業報告書は、法令等に従い、研究所の状況を正しく示しているものと認める。

Ⅲ. 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

1. 給与水準の状況：

役員の報酬及び職員の給与等の水準については、いずれも国家公務員の給与制度に準拠しており妥当であるものと認める。

また、理事長の報酬水準の妥当性についても、国家公務員の指定職俸給表に準拠しており、業務実績に鑑みても妥当であるものと認める。

2. 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況：

随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況については、研究所が定めた調達等合理化計画に基づき、外部有識者及び研究所の監事で構成される契約監視委員会において調査・審議を行い、また四半期ごとに全ての公共調達案件を対象とした監事監査を実施するなど、定期点検・モニタリングの結果を通じ、適正に処理されているものと認める。

3. 研究所における事務・事業の見直し：

土研の新たな事業として、S I P、S B I Rに踏み出した。S I P推進事務局の設置と東京オフィスの構築により、組織体制の整備と充実が図られた。また組織改編の一環として、研究ニーズの高度化・多様化、デジタル技術の進化等の変化に対応すべく、令和4年4月寒地技術推進室道東支所に続き、令和5年4月同室道北支所を閉所し、その業務機能を寒地技術推進室に統合した。

能登半島地震対応においては、現地での対応に加えて、現地に入らず遠隔から技術指導をすることも併用し、効率的に迅速に対策を講じることも実施した。

事務用品等の購入及び施設管理業務等については、他機関と共同調達を継続実施するとともに、M P S（マネージド・プリント・サービス）の活用定着及びタブレット端末を導入したペーパーレス会議の運用等により、継続的なコスト削減とともに効率化が図られている。

外部からイントラネットに接続可能なりモートアクセス環境の整備を行うとともに、電子決裁・文書管理システムの運用定着により、テレワーク等にも対応した業務運営体制の構築が図られ、所内手続きの簡素化・迅速化、文書の電子化、タイムリーな情報共有を推進するなど、効率化に向けた取り組みは妥当であるものと認める。

4. 保有資産について：

保有資産の見直しは、適正に実施されているものと認める。

令和6年 6月19日

国立研究開発法人 土木研究所

監事

金井 徳幸



監事（非常勤）

佐藤 智香



独立監査人の監査報告書

令和6年6月14日

国立研究開発法人 土木研究所

理事長 藤田 光一 殿

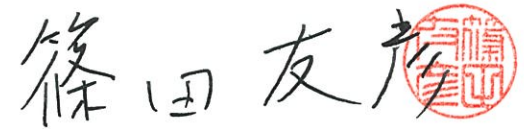
太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士



<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第39条の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。以下同じ。）、すなわち、貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分を除く。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して、国立研究開発法人土木研究所の令和6年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の運営状況及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に準拠して監査を行った。独立行政法人の監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における会計監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、国立研究開発法人から独立しており、また、会計監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。この基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかったとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表の重要な虚偽表示の要因とならない国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為の有無について意見を述べるものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、附属明細書（関連公益法人等の計算書類及び事業報告書等に基づき記載している部分）及び事業報告書（会計に関する部分を除く。）である。国立研究開発法人の長の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表等に対する監査意見等の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見等を表明するものではない。

財務諸表等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために国立研究開発法人の長が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における会計監査人の責任

会計監査人の責任は、会計監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正及び誤謬並びに違法行為により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

会計監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正及び誤謬並びに違法行為による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は会計監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、会計監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 国立研究開発法人の長が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに国立研究開発法人の長によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる独立行政法人の会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 国立研究開発法人の長又はその他の役員若しくは職員による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表に重要な虚偽表示をもたらす要因となることに十分留意して計画し、監査を実施する。

会計監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び独立行政法人の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対する報告>

会計監査人の報告

当監査法人は、通則法第 39 条の規定に基づき、国立研究開発法人土木研究所の令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの第 23 期事業年度の利益の処分に関する書類（案）、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち、会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

当監査法人の報告は次のとおりである。

- (1) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (2) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、国立研究開発法人土木研究所の財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 決算報告書は、国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているものと認める。

国立研究開発法人の長及び監事の責任

国立研究開発法人の長の責任は、法令に適合した利益の処分に関する書類（案）を作成すること、財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示す事業報告書を作成すること、並びに国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示す決算報告書を作成することにある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における国立研究開発法人の役員（監事を除く。）の職務の執行を監視することにある。

会計監査人の責任

会計監査人の責任は、利益の処分に関する書類（案）が法令に適合して作成されているか、事業報告書（会計に関する部分に限る。）が財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況を正しく示しているか、並びに決算報告書が国立研究開発法人の長による予算の区分に従って、一定の事業等のまとまりごとに決算の状況を正しく示しているかについて、独立の立場から報告することにある。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、国立研究開発法人の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、事業報告書の 7. (2) 役員の状況②会計監査人の氏名又は名称及び報酬に記載されている。

利害関係

国立研究開発法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上